

序章 「大阪市防災・減災条例の基本理念とそれぞれの役割」

過去の震災、忘れていませんか？「何とかなる」そう思っていませんか？

南海トラフ巨大地震では、津波による淀川区内の死者数が約 14,000 人（市全体約 120,000 人）と想定されています。しかし、迅速な避難により約 30 人（市全体 約 8,000 人）に軽減されることも想定されています。

大阪市では、平成 27 年 2 月に「**防災・減災条例**」を施行し、市民、事業者、行政の責務と役割が明確化されました。

淀川区では、条例の趣旨を踏まえ、災害に備え事前の準備を通じて被害を最小化するために、**役割分担**を通じた「**減災**」をキーワードに防災の取り組みを進めます。

条例の基本理念

自らのことは自らが守るという「**自助**」、地域において互いに助け合うという「**共助**」、行政が市民等及び事業者の安全を確保するという「**公助**」の考え方をふまえて、市民及び事業者、行政がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携及び協力することを「基本理念」としています。

災害被害を軽減するためには、これらの連携が重要です。



市民の役割	事業者の役割	大阪市の役割
水、食糧などの備蓄	従業員等の水、食糧などの備蓄	災害時避難所・拠点施設への水、食糧などの備蓄
防災訓練への参加	防災訓練への参加	防災訓練の支援
自主防災組織の結成	自主防災組織への協力	自主防災活動への支援
地域特性に応じた地区防災計画の作成	災害時の事業継続計画の作成	災害時の業務継続計画の作成
避難行動要支援者の見守り	避難行動要支援者の避難協力	避難行動要支援者の支援体制の確保
<ul style="list-style-type: none">・自宅の安全性確保・避難所の確認・避難所運営への協力・災害情報等の収集など	<ul style="list-style-type: none">・事業所・従業員の安全性確保・従業員の一齐帰宅抑制・災害情報等の収集など	<ul style="list-style-type: none">・避難所の確保と機能維持・避難所に関する情報提供・災害情報等の収集と広報発信